解散公告

当社は、平成二十四年四月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

岡山県新見市唐松二五五八―一

有限会社唐松生活センター

清算人　古賀　公

解散公告

当社は、平成二十四年四月一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

岡山県真庭市開田六二五番地二

オーライ産業有限会社

清算人　難波　澄夫

解散公告

当社は、平成二十三年十二月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

広島県廿日市市廿日市一丁目六番三九号

有限会社えびす屋

清算人　東岸　雅司

解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

山口県岩国市本郷町本谷一三九三番地の五

株式会社本郷ファーム管理センター

代表清算人　藤本　雄三

解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

高知県香美市土佐山田町神母ノ木四八七番地一

有限会社丁野石油店

代表清算人　丁野　嘉春

解散公告

当組合は、平成二十四年三月三十一日開催の組合員総会の決議により同日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

北九州市若松区響町一丁目八〇番地二

高塔運輸事業協同組合

清算人　平山　通博

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

東京都港区新橋四丁目九―一

財団法人都市経済研究所

清算人　小林章次郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月十六日開催の社員総会の決議により、平成二十四年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

東京都西多摩郡奥多摩町留浦一二〇〇番地

社団法人奥多摩湖愛護会

代表清算人　岡部　幸雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

神奈川県相模原市緑区名倉二八〇〇番地八

特定非営利活動法人藤野シュタイナー高等学園

清算人　青山　英徳

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年三月二十三日石川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

石川県白山市北安田町一〇五六番地一

白山市松任北安田土地区画整理組合

清算人代表　香川　正文

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年三月四日開催の総会の決議及び岐阜県知事の認可により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

岐阜県加茂郡白川町坂ノ東六〇七一番地

加茂養鯉漁業協同組合

代表清算人　杉山　昌数

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

京都市上京区烏丸通上立売通下ル御所八幡町一一〇番地

財団法人京都市交通事業振興公社

代表清算人　出口　博一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の定めの満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

京都市伏見区深草籔之内町伏見稲荷大社内

財団法人伏見稲荷大社講務本庁

代表清算人　中村　陽

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年三月三十日大阪市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

大阪市浪速区難波中三丁目一番一三号

大阪市難波土地区画整理組合

清算人代表　山中　諄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日理事の三分の二以上の同意及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

大阪市旭区中宮五丁目五番九号

社会福祉法人旭わかば作業所

清算人　山上　一栄

解散公告（第一回）

当公社は、国土交通省中国地方整備局長の認可を受け、平成二十四年三月三十一日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

山口県山口市水の上町一番七号

山口県道路公社

清算人　嶋岡　正三

解散公告（第一回）

当公社は、国土交通省中国地方整備局長の認可を受け、平成二十四年三月三十一日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

山口県山口市水の上町一番七号

山口県住宅供給公社

清算人　嶋岡　正三